

## 翻刻『安永八己亥年葵使経統日記抜書』

梅辻諄

### 【解題】

賀茂別雷神社（上賀茂社）は戦国時代の諸国の武将から絶大な尊崇を集めていた。徳川家康は江戸に幕府を開いた後、上賀茂社に対して、神社の象徴とも、神草とも云うべき双葉葵を毎年四月に献上するよう命令した。一つは徳川幕府の武運長久を祈るためであり、また、徳川家の益々の繁栄を寿ぐためであった。かくて、江戸開府から幕末に到るまで、毎年上賀茂の社司から江戸幕府へ葵草を届ける葵使を派遣するのが慣例となった。

この記録は山本須磨子家に伝わる、賀茂季鷹の遺著と収蔵書類を中心とする文書の中の一冊で、葵使の記録である。『安永八己亥年葵使経統日記抜書』は安永八年（一七七九年）、鳥居大路和平（美濃守）と山本経統（備前介）が葵草献上の使として上賀茂社から派遣された時の歴大な日記から、後の人々の参考になるような重要な記録だけを抜き書きしたものである。

安永八年の二月に関東大納言 家基が死去したので徳川家は服喪中であつたが、服喪中の葵草献上の先例が過去に何回かあつたので、神社は例年の通り葵使を派遣することとし、京都東奉行所へ葵使派

遣を願ひ出た。役人は何かと難色を示したが、先例を楯に陳情を続け、三月十二日に至つて漸く「船川渡し證文」が発給され、江戸寺社奉行所宛の添書も託されて、翌十三日に賀茂を出発した。一行は鳥居大路和平、山本経統のほか、仲間と小者五名の七名であつた。

三月二十五日に江戸へ到着、直ちに寺社奉行所に届け出て、葵献上を願つたが、ここでも先例の模索が始まり、京都に於けると同様に服喪中の献上例の記録を示して折衝が行われ、廿九日にやつと決定して翌四月朔日に葵献上が行われた。五月になるかと思われた將軍のお目見えも十五日に行われ、十六日は將軍家への巻数の献上、老中や御側衆、若年寄や諸大名への巻数の進上が終わつて、この大役が終了した。帰京については寺社奉行から十八日に呼び出しがあり、翌十九日に出発が許可され、京都東西奉行所宛の書簡が託された。京都に帰着したのは二十九日で、直ちに東西奉行所へ出頭して帰着の報告と葵献上の御礼が述べられた。また、賀茂伝奏の広橋大納言や葉室弁にも帰国を届け、漸く賀茂へと帰り着いた。

恒例の行事でありながら、將軍家の服喪中という異例の事態に、先例だけを重んじる役人たちは葵献上の意味をめぐつて苦慮したことが窺われる。また、葵使一行が接触するのは奉行配下の役人たちであるが、彼らの命令に一行は極めて従順で、支配者の力をまざまざと見せつけられる様子には悲哀を感じる。

この本は虫喰いによる欠落が甚だしく、不明の文字は○印で示さざるを得なかつた。この本は現在 京都市歴史資料館に寄託保存されておられ、閲覧と翻刻を許可された所有者の山本須磨子氏と、お世話頂いた同資料館の宇野日出生氏に深謝する。

【翻刻】

三月二日戌刻 到来 上賀茂一社惣代

鳥居大路美濃守

山本備前介

右御両人之内壺人明三日朝五ツ時東御役所江御召被成候間、無間違御出可被成候、尤此段證文方より被申渡候以上 五十嵐源吾

三月二日

上賀茂御役人中

右明五ツ時葵使両人之内御召被成候、此節大納言様御薨去之砌御座候得共、葵使卷数御服中ニ而も被上候例も御座候哉、御相談之上御考被成候様被相催候由也

奉差上口状

此節御返事ニ御座候得共、当社御葵献上之儀ハ御服中ニ而も前々より四月朔日献上仕、卷数之儀は同月十六日差上申候ニ付、別紙例書ヲ

以御願申上候間、如例年御證文被成下、来十三日出足仕候様、一同奉願候以上

亥三月

上賀茂一社惣代

山本備前介 印

鳥居大路美濃守 印

御奉行所

(別紙)

覚

寛保元酉年二月

一位様薨去被遊候砌ニ御座候得共、例年之通四月朔日御葵献上仕、御目見江被仰付、同月七日御暇被成下、時服拝領仕、同月十六日卷数献上仕候御儀御座候、右之通御座候得バ、御服中ニても御葵卷数差上候而度不苦候以上

右之通寛保之節御證文之儀奉願候処、三月九日御證文並御奉行所より江戸寺社御奉行所江之御添翰等被成下、依之同月十三日出足仕候ニ付、此度之儀も先格之通御證文併御添翰等被成下、十三日発足仕候様一社一同奉願候以上

上賀茂一社惣代

山本備前介 印

鳥居大路美濃守 印

亥三月三日

御奉行所

三月三日依御召朝五ツ時備前介月番東御役所江参上、例書貳通持参、御證文方江申込候処、石崎殿三郎出逢被申候は船河之渡り御證文例年當月朔日披願候故、今一兩日ノ中御渡候様存候、當年此節大納言様御蔭中ニ而御渡シ之儀如何ト存候、夫ニ付此節之様成ル例も有之候て御渡シ候事有之候也、聞度呼ニ進ミ候畏候、今日拙者共兩人之内御召之儀若御尋も有之哉と存、寛保ニ御證文並御添翰被成下候趣書付持参仕候、差出シ候処一覽被致、寛保ニ一位様薨去是ハ二月と斗何日と無之候儀、老ハ此方ニて當ノ越見合セ申候、今迄ハ於關東公方様と大納言様江葵卷数等被上、当年ハ公方様ばかり被上候哉、且外様江も被上候哉尋、例年上ケ来リ候大名衆江上ケ候、御老中江は此方江ハ卷数ばかり上ケ来リ候、然バ四月朔日御葵被上、十六日ニ卷数被上候趣〇〇〇〇〇〇〇〇、追付再被出罷〇は申上候処只今ノ書付指図可申旨也 退下

十一日

一船川渡之御證文為御尋辰刻美濃守備前介東御役所江参上、御證文方江申込候処、石崎殿三郎出逢故、先日御願申上候御證文被成下、来十

三日出足仕度御窺参上仕候由申入候処、此間より二条江被上置候未御證文御下シ無之候、今日ハ追付二条江被参候間、定而今日被成下候と存候、然ハ中宿ニ控可申哉申入候、今日御證文御下候而も此方より西御役所御添翰御印形受取候故明日ニ成可申候、其筋此方より呼ニ可進〇首尾〇ニ〇心得旨也〇〇〇

十二日

一朝五ツ時東御役所江御召ニ付美濃守備前介出頭、御證文方江申込候処、塩津惣五郎出逢ニ而船川渡御證文并為御添翰御封状老通被渡之(江戸寺社奉行所宛の書簡の表書き)

戸田因幡守様

大田備後守様

赤井越前守

土岐美濃守様

土屋伊豫守

牧野豊前守様

例年之通御帳面ニ印形仕候、又江戸寺社御奉行様江御封状老通、儘ニ相届可申由、御帳面書記兩人印形仕候事、塩津惣五郎被申候ハ當月三日差上被置候寛書ニ寛保元酉年一位様御逝去ト有之候、年号元文六年と書改可差上由被申候、仍之年号斗書改差上候処、落手之旨被申候、夫より御證文并御添翰被成下御礼於御玄関ニ而申上退出、夫よ

り所司代并兩御役所東西證文方与力衆四間御礼申置退出、尤会所江江  
右之趣相届候也

御礼手札以上七枚

御所司代江壹枚

東西御役所江貳枚

同与力江四枚

戸田因幡守様

大田備後守様

土岐美濃守様

牧野豊前守様

赤井越前守

土屋伊豫守

廿五日

此日江戸着也

一午刻過早速寺社御奉行御月番 戸田因幡守様江参上ニ付例書如左

奉書横折上包美濃紙

書付持参用意如左

奉書横折

奉献上口状

覚

一例年四月朔日御葵献上仕、御目見仕候

一同月五日御暇被成下、時服拝領仕候

一同月十六日 卷数献上仕候

右之通御座候間、例年之通差上仰付被下候様奉願候以上

京都上賀茂

鳥居大路左京

三月廿五日

山本備前介

外二京兩御役所御名前前御添翰（書状表書き）

此節御凶事ニ御座候得共、當社御葵献上之儀ハ御服中ニ而も前々より  
四月朔日献上仕、卷数之儀は同月十六日差上申候ニ付、別紙例書ヲ

以御願申上候間、如例年御證文被成下、来十三日出足仕候様一社ニ

同奉願候以上

上賀茂

山本備前介

鳥居大路左京

亥三月

御奉行所

（別紙）

横折

覚

元文六酉年二月

一位様薨去被遊候砌御座候得共、例年之通四月朔日御葵献上仕、御目見被仰付、同月七日御暇被成下時服拝領仕、同月十六日巻数献上仕候御儀御座候、右之通御座候得共、御服中ニ而も御葵并巻数差上候而も不苦候以上

右之通元文之節御證文之儀奉願候

三月八日御證文并御奉行所より江戸寺社御奉行所江之御添翰等被成下、依之同月十三日出足仕候ニ付、此度之儀も先格之通、御證文并御添翰等被成下、来十三日出足仕候様一社一同奉願候以上

亥三月

上賀茂 山本備前介

鳥居大路左京

御奉行所

右例年例書壹通御添翰状京御奉行等江被差上候写貳通、御月番戸田因幡守様江兩人参上、先御門ニ而仲間より手札壹枚御門番差出而兩人御玄関より御帳面場参上、手札差出シ、京都上賀茂例年之通御葵献上出府仕候御届申上候、寺社御役人中江被仰入被下候様申入、例席江通り候様被申、仍而別席江通り居候、暫時シテ寺社役人加藤忠右衛門と

申仁出逢故、京都上賀茂例年之通御葵為献上今日出府仕候御届申上候、且献上之例書差上、宜御頼可申入旨差出候処、例書一覽被致未出御なく此節御法事中事成り、朔日献上之儀定而延引相成候、是迄御凶事之節献上致候事有之哉被尋候、答御凶事御服中ニ而も前々より献上仕候、則京都御奉行所ニ而先格之通御證文御添翰之儀御願申上候而被成下候御添翰御届申上候、落手差上可申由也、京都ニ而御願申上候趣書付持参仕候、御覽ニ入候、差出候処、一覽之上暫時控可申由、再出逢ニ而朔日御葵者献上ニ而御目見ノ延引致候事無之哉、又御目見江無之事有哉と御尋、答ニ常憲院様御他界之砌御目見江無之事覚悟不仕候、四月朔日御葵献上仕、十五日御目見被仰付様覚悟仕候、然バ其例明日書付可出候様被申渡退出仕候、夫より寺社御非番大田備前守様土岐美濃守様牧野豊前守様江参上、御玄関ニ而申入、寺社御役人江申込、例年之通御葵為献上今日着府仕候御届、且又例書並京都より之御添翰等御月番江差上置候御届申上退出

廿二日

一此日御月番ニ而被仰渡候例書如左認事

奉書横折

覚

(常憲院様正月御他界)

一宝永六丑年

四月朔日御葵西御丸二献上仕候

同月十五日御本丸御目見被仰付、十六日御暇被成下時服拝領仕候、  
同月十六日巻数献上仕候

(文照院様前年御他界)

一正徳三丑年四月朔日御葵献上、御目見被仰付候、同月七日御暇被  
成下、時服拝領仕候、同月十六日巻数献上仕候

(一位様御逝去二月)

一元文六酉年四月朔日御葵献上仕候、同月七日御暇成下時服拝領仕  
候、同月十六日巻数献上仕候、右之通相違無御座候、依而御尋言上  
仕候

亥三月

京都上賀茂

鳥居大路左京

山本備前守

右之通書付御月番江参上仕候、寺社役人加藤忠左衛門江申込処出逢

二而右此日御尋候書付差上処、一覽三而被申候ハ宝曆十年五月朔日

御葵被上候事此方二相見江候、此儀如何と被尋候、答二五月朔日二献  
上仕候儀一向覚悟不仕候、御服中ノ例ニ而も候哉申候得共、此方ニモ  
何故と申儀難相分候、然バ廿九日伺可出八ツ時御退出候被申渡退出

候事

一賀茂江注進状飛脚屋江為持参之〇〇

一筆啓上仕候、三月十九日出御状同月廿六日相届拜見仕候、先以  
御一社中御静謐之段承知仕候恐悦奉存候、然バ三月廿五日長右衛門  
方着仕候而、早速寺社御奉行御月番ニ而戸田因幡守様江京都御奉行所  
より御添翰等も持参仕候故、参上仕着府御届申上、寺社役人出逢ニ而  
御添翰并例年之通例書差上候処、例書一覽之上被申候ハ是迄御凶事  
之節御葵献上致候事有之候哉と被申候、答二御凶事御服中ニ而も献上  
仕候、則京都御奉行所より御尋被成候而差上候通書付持参仕候と申、  
京都江被差出候通り書付差上候処、一覽被致、暫時控可申由也、再出  
逢ニ而被申候は未一向出御も無之、御法中之事成り、朔日献上は難成  
と存候、是迄葬者献上御目見延引ニ而事も有之、御目見無之儀有之哉  
と御尋候、答二御目見無之事覚悟不仕候、併常憲院様御他界之砌、  
四月朔日御葵献上仕、十五日御目見被仰付候様覚悟仕候申候得バ、  
然バ常憲院様之例明日書付可出旨申被渡退出仕候而、翌二十六日辰刻  
常憲院様之例、朔日葵献上十五日御目見十六日巻数献上之趣書付、  
外二文照院様一位様之例御服中ニ而も朔日葵献上七日御服十六日巻数  
差上候事書付持参仕、寺社役人出逢ニ而差上候処、書付一覽之上被申  
候は宝曆十辰年五月朔日二御葵上り候事此方二相見江申候此儀如何  
被尋候、答二五月朔日二献上仕候儀覚悟不仕候何〇御〇〇ニ而有之候

哉、御服中例ニ而五月朔日献上仕候儀〇〇申候得バ、此方ニも何之問  
江と申事知レ不申候、然バ廿九日昼飯後窺ニ可出被申渡退出仕候而、  
廿九日午刻御伺ニ参上仕候处、役人出逢ニ而書付被相渡候如左  
「明朝日葵献上十六日献上可致候御礼之儀ハ御席次第可被仰付事」

三月廿九日

右之通書付被相渡畏退出仕候、四月朔日御葵為献上登城仕候而大広間  
ニ控居申候处、巳刻頃坊主衆山本道仙と申仁出被申〇〇、寺社御奉  
行戸田因幡守様御葵上候様被仰候旨ニ而坊主衆奥江被持行候、午刻此  
坊主衆出被申候而、松平因幡守様御承知之由ニ而首尾能上り候間退出  
可仕旨戸田因幡守様仰ニ而御座候、坊主退キ可申由ニ而退キ申候、夫  
より直ニ御月番戸田因幡守様江参上、寺社役人出逢ニ而御葵献上御礼  
申上候、且御目見日限窺候处、十四日ニ参上可仕旨被申候、依而今  
日御葵献上仕候御注進申入候恐惶謹言

四月朔日

山本備前介 判

鳥居大路美濃守判

松下陸奥守様

山本上総介様

一卯上刻登城

十五日

乗物 四人 和平 褐 仲間 栄助  
衣 小者 庄助  
乗物 四人 経統 褐 仲間 七助  
衣 小者 雇人

留守 惣助 笠籠 雇人 老人 弁当持 殿七

極楽橋ニ而下乗、御玄関ニ而京都上賀茂御礼ニ罷上候旨答、夫より大  
広間江通り居ル、巳刻頃諸大名諸国坊主衆次八幡社司次賀茂習礼始也、  
〇松ノ間之廊下江並居、午刻頃御白書院ニ而御目見始マル也、次第ニ  
濟賀茂社人と仰承り直ニ退リ無滞相濟候也、直ニ御玄関江出退出也、  
夫より御月番因幡守様江参上、寺社役人忠右衛門江申込御礼申上候、  
寺社役人忠右衛門被申候ハ例年西ノ御丸御役人様方江御礼被申上候  
共當年ハ御礼被申上候儀可為無用事、其外ニ被差上候品有之候ハ不  
及其儀候事、外ニ二十六日ニ卷数例年上ゲ来り候由申候得バ其ハ無用  
可致由也、畏退出仕候而、夫より御本丸御老中并御側衆若年寄寺社御  
奉行以上十四間御礼申上、申刻帰宅

十六日

一卯刻登城 麻上下 熨斗目

和平 仲間 栄助 経統 仲間 七助  
小者 雇人 老人 小者 殿七

辛櫃 雇貳人 挾箱持 老人

十七日

先御玄闕下座莚上ニ而辛櫃より献上巻数取出シ臺ニ載セ身分持上リ、御玄闕ニ而巻数献上之旨相届、窺鉄之間江通り控居候処、坊主衆黒木宗恵と申仁被出献上之旨申相渡シ退下、夫より御老中方御側衆若年寄御方、以上拾間江巻数差上御礼申上候也、夫より寺社御奉行四間江御礼申上候事、於御月番御暇日限伺候処、十八日付被仰渡也、且當年ハ御添翰被成下若御返翰被進候哉御願申上置候也

一御月番戸田因幡守様御役人ノ書状来如右  
被達候儀有之間、今日中ニ各之内老人可被罷越候旨因幡守様被申候以上

賀茂江注進状出ス事

一筆啓上仕候、當月七日出之御状相届拜見仕候、先以益御一社中御

御返答

静謐段承知仕奉恐悦候、各様弥御堅勝可被成御座祝重御儀奉存候、

被仰付候儀有之候ニ付、今日老人参上仕旨奉畏候以上

然バ十五日御礼被仰渡御目見仕十六日巻数献上仕首尾能相濟恐悦至極奉存候、御暇日限窺申候処十八日窺候様被仰渡候、定而十九日御暇被成下候様奉存候、追付上京帰郷可仕候、右注進申入度〇〇御座候、宜敷御沙汰可被下候恐惶謹言

鳥居大路左京  
山本備前介

山本備前介

四月十六日

鳥居大路美濃守

富野佐渡守様

一召候参上仕候、寺社役人江申込候処、侍田善兵衛出逢ニ而書付被渡候事

岡本阿波守様

山本備前介

鳥居大路左京



明十八日五ツ時御城江可被罷出候

四月十七日

土屋伊豫守様

大田備後守

土岐美濃守

牧野豊前守

右之通書付被相渡退キ候事

廿九日

十八日

一辰刻大津出立巳刻頃直ニ東御役所江参上、御玄関於御帳場例年之通

一辰刻登城

麻上下

仲間

栄助

御葵為献上出府仕今日上京仕候、仍而献上御礼并上京御届申入候、

熨斗目

七助

小者 庄助

夫より西御役所江参上、於御帳場同様御届御礼申上、且又證文方江

挟箱 老入 藏七

雇 老入

申込候处、野村庄三郎出逢ニ而献上御礼申上ゲ、且於關東寺社御奉

先御玄関ニ而御葵献上之者今日御召被成下候趣相届候間、夫より

糺鉄之間江通り居ル、坊主衆挨拶ニ出ル、午刻頃松木之間ニ而寺

社御奉行御暇被成下候事被仰渡、又松木之間ヲ退キ直ニ老入 出

時服拝領之事、畢而直ニ御玄関江出退下、夫より御老中以下十四

間江御礼申上候、尤寺社御奉行ニ而ハ御礼申上、明日上京出立仕

候御暇乞御申入候也、於御月番京都御役所江之御添翰御状箱封付

被相渡候而御暇申候事、

右経統日記令氏栄拔書了

干時 安永十辛巳年春二月

季栄 印

白キ状箱(受け取った書翰の表書き)

赤井越前守様

戸田因幡守